

入 札 公 告

令和6年3月11日

次のとおり一般競争入札に付します。

支出負担行為担当官

横浜植物防疫所長 森田 富幸

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 自動車点検整備等業務 (単価契約)
- (2) 仕 様 等 : 入札説明書による
- (3) 履行期間 : 入札説明書による
- (4) 履行場所 : 入札説明書による

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。) 第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格 (全省庁統一資格) の「役務の提供等」において、競争参加資格を有する者であること。
- (4) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3. 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 横浜市中央区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎3階
横浜植物防疫所総務部会計課 調達係
TEL 045-211-7151
- (2) 日 時 令和6年3月11日から令和6年3月26日まで
(ただし、行政機関の休日を除く。午前9時～午後5時)

4. 入札方法

入札書には、仕様書等に記載する業務に関する経費等、この契約の履行に要する一切の諸経費を含め、仕様書に示す予定数量に単価を乗じて算出した金額の総価を記載すること。また、入札書には、消費税及び地方消費税の非課税対象分と課税対象分のそれぞれの金額を付記した入札内訳書を添付して提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち消費税及び地方消費税の非課税対象分金額と課税対象分金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) を合算した価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額のうち消費税及び地方消費税の非課税取引となる金額と課税取引となる金額の110分の100に相当する金額の合計額を入札書に記載すること。

5. 提出書類等

- (1) 提出書類 令和4・5・6年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し写し及び入札説明書において示す書類
- (2) 提出期限 令和6年3月26日（火） 午後5時まで
- (3) 提出場所 上記3の（1）に同じ（郵送可とする。）

6. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年3月27日（水） 午前9時30分 入札後直ちに開札を行う
- (2) 場 所 横浜植物防疫所 会議室（横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎3階）
ただし、郵送による入札を行う者は、入札書を令和6年3月26日（火）午後5時までに上記3の（1）に示す場所に必着するよう書留郵便にて郵送すること。
なお、電報、ファックスによる入札は認めない。

7. 入札保証金及び契約保証金

免除

8. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

9. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

10. 契約書の作成の要否

要

11. その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/yok.html>）をご覧ください。

自動車点検整備等業務仕様書

1 業務内容

請負者（以下「乙」という。）は、発注者（以下「甲」という。）が所有・管理する官用自動車（以下「車両」という。）に係る「道路運送車両法」（昭和26年法律第185号）に基づく点検及び整備並びにその他必要に応じた整備（以下「点検整備等業務」という。）を実施する。

2 業務対象車両

点検整備等業務の対象となる車両は、「別紙1 自動車点検整備等対象車両一覧表」（以下「車両一覧表」という。）に定めるものとする。

なお、甲は、車両一覧表に記載されている車両に変更が生じる場合には、乙に速やかに通知するものとする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 点検整備等業務の具体的実施内容等

(1) 実施場所等

乙は、点検整備等業務を実施するため甲より車両の引き渡しを受けた場合は、「別紙2 自動車分解整備事業場一覧」の整備事業場に運搬し実施するものとする。

また、これを確認できる書類として、「別紙2 自動車分解整備事業場一覧」を入札説明書で示す書類の提出期限までに提出すること。

なお、乙は、横浜第2合同庁舎（横浜市中区北仲通5-57）より対象車両を引き取り、点検整備等のうえ同所にて、甲へ引き渡すものとする。

(2) 実施時期等

乙は、点検整備等業務を実施する場合は、実施予定日の10日前までに実施できるように、甲と日程を調整するものとする。

(3) 点検整備等項目

点検整備等業務の具体的な項目は、「別紙3 自動車点検整備等予定項目一覧表」（以下「予定項目一覧表」という。）に定めるとおりとする。

自動車における定期点検とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号、以下「法」という。）第48条に基づく自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号、以下「点検基準」という。）第2条第1項及び第3項において規定する別表第3及び第5並びに第6において、指定される月ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検等をいう。

ア 小型貨物自動車における1年点検とは、点検基準別表第5において、12月ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

なお、1年点検（単価）には、ブレーキの分解・清掃作業、作業に使用するブレーキ洗浄剤代金、ブレーキグリス代金、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイ

ル代金を含むものとする。

イ 小型貨物自動車における6ヶ月点検とは、点検基準別表第5において、6月ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

ウ 普通乗用自動車及び小型乗用自動車並びに軽自動車における2年点検とは、点検基準別表第6において、2年ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

なお、2年点検（単価）には、ブレーキの分解・清掃作業、作業に使用するブレーキ洗剤代金、ブレーキグリス代金、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイル代金を含むものとする。

エ 普通乗用自動車及び小型乗用自動車並びに軽自動車における1年及び6ヶ月点検とは、点検基準別表第6において、1年ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

(4) 具体的な手順等

点検整備等業務は、

①乙による車両の引き取り、点検並びに点検結果の甲への報告

②甲による整備項目の決定と乙への発注

により行うものとし、具体的な手順等は以下のとおりとする。

ア 予定報告書の提出

乙は、車両を点検実施した後、整備が必要と判断したものについては、甲に「自動車点検整備等実施予定報告書（別紙様式第4号）」（以下「予定報告書」という。）を提出するものとする。

なお、予定項目一覧表に定められた項目以外の整備（以下「追加整備」という。）が必要と判断した場合は、予定報告書の「追加項目」欄にその旨記載するものとする。

イ 整備項目の決定と発注

甲は、乙から提出された予定報告書と車歴簿等を照合の上、整備項目を決定し、「発注書（別紙様式第5号）」により、乙に発注するものとする。

エ 整備終了後の報告

乙は、車両の整備終了後、4の（1）で提供を受けた記録簿並びに「自動車点検整備等実施報告書（別紙様式第6号）」（以下「報告書」という。）に実施した整備の結果を記載し、甲に提出するとともに、甲は乙が実施した点検整備等の内容を確認するため指定した職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けるものとする。

(5) 留意事項

乙は、具体的な点検整備等業務実施にあたっては、以下に留意すること。

ア 整備事業場への車両の運搬・返却等点検整備等に必要な費用は乙が負担するものとする。

イ エンジンオイルを交換する場合の部品代金は、乙が負担することとし、交換するエンジンオイルは、SN品質（API規格）以上を使用するものとする。

ウ オイルエレメントを交換する場合の部品代金は、乙が負担するものとする。

エ ブレーキの分解・清掃作業をする場合に使用する洗剤、グリス代金は、乙が負

担するものとする。

オ 各種部品（油類を除く。）の交換作業にあたり発生した使用済部品については、甲に提示するものとする。

カ 各種部品（油類を含む。）の交換作業にあたり発生した使用済部品（油類を含む。）の処分に必要な費用は、乙が負担するものとする。

キ ワイパーゴムは、汎用品を使用することも可能とするが、純正品と同等の規格、品質を有しているものでなければならない。

ク 車両に装備されている発煙筒は、次回点検整備業務までに期限が切れる場合には交換するものとする。

ケ 洗車とは、水洗い後拭き取り作業をいい、車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃並びに車内樹脂部分及び鉄製部分の拭き作業をいう。

コ タイヤ交換については、タイヤ本体価格、組み替えバランス、廃タイヤ処理料及び装脱着のすべてを含むものとする。

なお、乗用車用タイヤについては、環境に配慮したタイヤであることとし、ラベリング制度により低燃費タイヤ統一マークが表示されているタイヤを使用し、その他のタイヤについては、安全性の確保が図られ可能な限り転がり抵抗係数の低いものとする。

サ 実施した整備の項目、内容等が多数あるため、その実施結果を記録簿並びに報告書へ記載することが困難である場合は、適宜別様に記載の上、当該記録簿並びに報告書に添付すること。

シ 点検整備等業務の実施にあたっては「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号（通称「グリーン購入法」））に従い、また「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日閣議決定）の趣旨に従い環境物品等の調達の推進に努めるものとする。

ス 予定項目一覧表に記載された数量は、あくまで今後の各部品等の劣化を想定して予定しているものであり、交換等が必ず必要となるものでないことに留意すること。

5 契約事務等

(1) 請求及び支払い

乙は、毎月、検査職員の検査が終了したものについて取りまとめの上、甲に請求書を提出するものとする。

(2) 自動車重量税の取扱い

自動車重量税の納付の手続きは、乙が費用を負担の上行うものとする。

なお、自動車重量税の納付に係る請求を行う場合は、請求書を他の請求とは別葉とするとともに、当該納付に係る領収書等関係書類を添付するものとする。

(3) 自動車損害賠償責任保険の保険料の取扱い

自動車損害賠償責任保険の納付の手続きは、乙が費用を負担の上行うものとする。

なお、自動車損害賠償責任保険の納付に係る請求を行う場合は、請求書を他の請求とは別葉とするとともに、当該納付に係る領収書等関係書類を添付するものとする。

(別紙1)

自動車点検整備等対象車両一覧表

番号	登録番号	メーカー	車名	排気量	車台番号	形式	原動機の型式	形式指定番号	類別区分番号	登録年月日	車検満了日	自賠責保険満了日	タイヤサイズ	備考
1	横浜304ま2601	トヨタ	プリウス	1790	ZVW50-6121414	DAA-ZVW50	2ZR-1NM	18207	0004	H30.3.12	R7.3.11	R7.4.5	205-60-16	HV車
2	横浜503ら3215	日産	セレナ	1990	C25-503606	DBA-C25	MR20	15255	0147	H22.9.27	R7.9.26	R7.10.14	195-60-16	
3	横浜400ほ4869	日産	ADエクスパート	1490	VY12-184936	DBF-VY12	HR15	15633	0015	H27.3.10	R7.3.9	R7.4.9	165-13-6PR	
4	横浜400ま2832	日産	ADエクスパート	1490	VY12-215284	DBF-VY12	HR15	15633	0015	H28.5.23	R6.5.22	R6.6.20	165-13-6PR	
5	横浜400ま2833	日産	ADエクスパート	1490	VY12-215285	DBF-VY12	HR15	15633	0015	H28.5.23	R6.5.22	R6.6.20	165-13-6PR	
6	横浜400ま2834	日産	ADエクスパート	1490	VY12-215289	DBF-VY12	HR15	15633	0015	H28.5.23	R6.5.22	R6.6.20	165-13-6PR	
7	横浜400ま2835	日産	ADエクスパート	1490	VY12-215315	DBF-VY12	HR15	15633	0015	H28.5.23	R6.5.22	R6.6.20	165-13-6PR	
8	横浜400む6017	日産	ADバン	1490	VY12-080773	DBF-VY12	HR15	15633	0009	H22.9.21	R6.9.20	R6.10.14	165-13-6PR	
9	横浜400も4734	トヨタ	プロボックス	1490	NHP160-0070895	6AE-NHP160V	1NZ-1LM	19115	0009	R5.2.22	R7.2.21	R7.3.20	155-80-R14	HV車
10	横浜480こ7447	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	650	S321V-0123870	EBD-S321V	KF	15983	0149	H23.10.25	R7.10.24	R7.11.24	145-12-6PR	

(別紙2)

自動車分解整備事業場一覧

車両を整備する 自動車分解整備事業場名	事業場住所	電話番号	備考

保管場所より車両を引取り業務を行う事業場は上記のとおりです。

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

(別紙3)

自動車点検整備等予定項目一覧表

番号	登録番号	車名	車検満了日	自賠責保険満了日	継続検査(2年点検)	継続検査(1年点検)	6ヶ月定期点検整備	1年定期点検整備	エンジンオイル交換一式	オイルエレメント交換一式	ブレーキオイル交換一式	A T F 交換一式	エアエレメント交換一式	ブレーキ前輪一式	ブレーキ後輪一式	下回りスチーム洗浄	ワイパーブレードゴム交換一式(運転席)	ワイパーブレードゴム交換一式(助手席)	ワイパーブレードゴム交換一式(後部)	バッテリー交換(処)	分)	発煙筒	洗車・車内清掃	タイヤ交換(1本)	ホイール付シューズンタイヤ履き替え(4本)	タイヤサイズ
					(式)	(式)	(式)	(式)	(式)	(式)	(式)	(式)	(式)	(式)	(式)	(式)	(本)	(本)	(本)	(式)	(個)	(式)	(本)	(回)		
1	横浜304ま2601	プリウス	R7.3.11	R7.4.5	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	205-60-16	
2	横浜503ら3215	セレナ	R7.9.26	R7.10.14			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	195-60-16	
3	横浜400ほ4869	ADエキスパート	R7.3.9	R7.4.9	1	1			2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	2	1	2	165-13-6PR	
4	横浜400ま2832	ADエキスパート	R6.5.22	R6.6.20	1	1			2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	165-13-6PR	
5	横浜400ま2833	ADエキスパート	R6.5.22	R6.6.20	1	1			2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	165-13-6PR	
6	横浜400ま2834	ADエキスパート	R6.5.22	R6.6.20	1	1			2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	165-13-6PR	
7	横浜400ま2835	ADエキスパート	R6.5.22	R6.6.20	1	1			2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	165-13-6PR	
8	横浜400む6017	ADバン	R6.9.20	R6.10.14	1	1			2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	165-13-6PR	
9	横浜400も4734	プロボックス	R7.2.21	R7.3.20	1	1			2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			2	1	2	155-80-R14	
10	横浜480こ7447	ハイゼットカーゴ	R7.10.24	R7.11.24				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	145-12-6PR	

年 月 日

殿

請負業者名
代表者名

自動車点検整備等業務について、下記のとおり実施したいので報告します。

車両	登録番号		配置場所	
	形式		車名・車種	

実施予定年月日 年 月 日 ~ 年 月 日

	項目	実施予定	備考		項目	実施予定	備考
1	継続検査(2年)			12	下回りスチーム洗浄		
2	継続検査(1年)			13	ワイパーブレードゴム 交換一式(運転席)		
3	6ヶ月点検整備			14	ワイパーブレードゴム 交換一式(助手席)		
4	12ヶ月点検整備			15	ワイパーブレードゴム 交換一式(後部)		
5	エンジンオイル 交換一式			16	バッテリー交換 (処分)一式		
6	オイルエレメント 交換一式			17	発煙筒		
7	ブレーキオイル 交換一式			18	洗車・車内清掃		
8	ATF交換一式			19	タイヤ交換(1本)		
9	エアエレメント 交換一式			20	ホイール付シーズンタ イヤ履き替え(4本)		
10	ブレーキパット・ライ ニング前輪一式						
11	ブレーキパット・ライ ニング後輪一式						

追加項目

発注書

殿

契約担当職員又は
補助職員

車両	登録番号		配置場所	
	形式		車名・車種	

実施予定年月日 年 月 日 ~ 年 月 日

1 単価契約項目

	項目	数量	単価	金額		項目	数量	単価	金額
1	継続検査(2年)				12	下回りスチーム洗淨			
2	継続検査(1年)				13	ワイパーブレードゴム交換一式(運転席)			
3	6ヶ月点検整備				14	ワイパーブレードゴム交換一式(助手席)			
4	12ヶ月点検整備				15	ワイパーブレードゴム交換一式(後部)			
5	エンジンオイル交換一式				16	バッテリー交換(処分)一式			
6	オイルエレメント交換一式				17	発煙筒			
7	ブレーキオイル交換一式				18	洗車・車内清掃			
8	ATF交換一式				19	タイヤ交換(1本)			
9	エアエレメント交換一式				20	ホイール付シーズンタイヤ履き替え(4本)			
10	ブレーキパット・ライニング前輪一式								
11	ブレーキパット・ライニング後輪一式								
					小 計				
					消 費 税				
					合 計				

追加項目の有無	
---------	--

上記内容について、次の条件を付して発注します。

なお、追加項目については別途契約(発注)とします。

履行年月日 年 月 日

自動車点検整備等発注書

控

下記のとおり発注してよい。

年 月 日

契約担当職員又は
補助職員

記

車両	登録番号		配置場所	
	形式		車名・車種	

実施予定年月日 年 月 日 ~ 年 月 日

1 単価契約項目

	項目	数量	単価	金額		項目	数量	単価	金額
1	継続検査(2年)				12	下回リスチーム 洗浄			
2	継続検査(1年)				13	ワイパーブレードゴム 交換一式(運転席)			
3	6ヶ月点検整備				14	ワイパーブレードゴム 交換一式(助手席)			
4	12ヶ月点検整備				15	ワイパーブレードゴム 交換一式(後部)			
5	エンジンオイル 交換一式				16	バッテリー交換 (処分)一式			
6	オイルエレメント 交換一式				17	発煙筒			
7	ブレーキオイル 交換一式				18	洗車・車内清掃			
8	ATF交換一式				19	タイヤ交換(1本)			
9	エアエレメント 交換一式				20	ホイール付シーズン タイヤ履き替え(4本)			
10	ブレーキパット・ライ ニング前輪一式								
11	ブレーキパット・ライ ニング後輪一式								

追加項目の有無	
---------	--

小	計	
消	費	税
合	計	

履行年月日	令和 年 月 日
-------	----------

令和 年 月 日

横浜植物防疫所 殿

請負業者名
代表者名

自動車点検整備等業務について、下記のとおり実施したので報告します。

車両	登録番号		配置場所	
	形式		車名・車種	

実施年月日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

	項目	実施状況	備考		項目	実施状況	備考
1	継続検査(2年)			12	下回りスチーム洗浄		
2	継続検査(1年)			13	ワイパーブレードゴム 交換一式(運転席)		
3	6ヶ月点検整備			14	ワイパーブレードゴム 交換一式(助手席)		
4	12ヶ月点検整備			15	ワイパーブレードゴム 交換一式(後部)		
5	エンジンオイル 交換一式			16	バッテリー交換 (処分)一式		
6	オイルエレメント 交換一式			17	発煙筒		
7	ブレーキオイル 交換一式			18	洗車・車内清掃		
8	ATF交換一式			19	タイヤ交換(1本)		
9	エアエレメント 交換一式			20	ホイール付シーズンタ イヤ履き替え(4本)		
10	ブレーキパット・ライ ニング前輪一式						
11	ブレーキパット・ライ ニング後輪一式						

追加項目
